

## 具体的な提案の概要

### 農地の総量確保(マクロ管理)～国・地方の協力による実効性のある目標管理

国と地方が責任を分かち合いつつ、相互に協力して実効性のある農地の総量確保の目標管理の仕組みを構築

- 急激な人口減少等社会情勢の変化を考慮し、現実を見据えた合理的な目標設定～現実を見据えた目標管理
- 耕作放棄地の発生抑制、再生などの農地確保の施策効果ごとの目標設定～根拠のある目標管理
- 国と地方の十分な議論のための枠組み～納得感のある目標管理
  - ・市町村が主体的に設定した目標を積み上げ、国、都道府県、市町村が十分議論を尽くした上で設定  
(国と地方の議論が実質的に機能する枠組みを設置)(地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域的な調整を実施)
    - 国 : 食料安定供給や国土保全等の多面的機能保持の観点から目標設定
    - 地方 : 地方の個々の農地や農村の実態を踏まえた目標設定
  - ・国・都道府県のほか、市町村の農振整備計画にも確保すべき農用地区域内農地の目標面積を明記
- 国・都道府県・市町村における「実行計画」の策定と、計画実施状況等の第三者機関による事後評価～実行力のある目標管理
- 条件不利農地については、地域の実情を十分勘案

### 農地転用許可制度、農振編入・除外(ミクロ管理)の見直し～市町村主体

- ・農地の総量確保(マクロ管理)の仕組みを充実しつつ、個々の農地転用許可等(ミクロ管理)は市町村が担う
- ・地方が、農地を含めた土地利用について権限と責任を担うことにより、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりを行うことが可能。事務手続きの迅速化が図られ、より機動的な対応が可能

- 4ha超の大臣許可、2ha超4ha以下に係る大臣協議は廃止し、農地転用許可の権限については市町村に移譲
- 移譲にあたっては、国と地方の意見交換を踏まえ、転用基準の更なる明確化等
- 市町村農業委員会選任委員に学識経験者の比率を高めることを可能とする
- 都道府県農業会議への意見聴取については、一律の義務付けを廃止
- 市町村の農用地区域の設定・変更に係る知事の同意を不要とする。一方、「確保すべき農用地等の面積の目標」については、市町村と都道府県、都道府県と国が十分に議論

### 農地確保に資する国・地方の施策の充実

- ・農地において農業が力強く営まれるために、国は、農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地対策などの具体の施策を推進

農地面積 456.1万ha (平成23年)

農用区域内農地面積  
〔いわゆる優良農地〕

405.6万ha (平成24年)



耕作放棄地面積

39.6万ha

(耕作放棄地面積は平成22年  
農林水産省「農林業センサス」より)

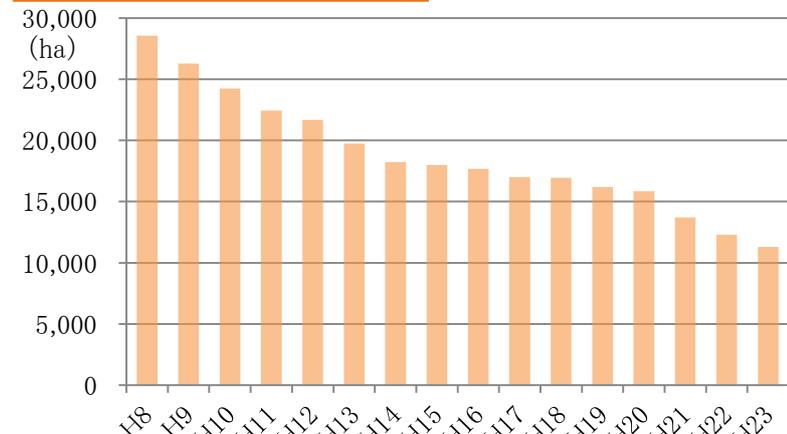


農地転用面積

1.1万ha/年 (平成23年)

許可	4ha超 (大臣許可)	2~4ha (大臣協議)	2ha以下 (知事許可)	届出 (市街化区 域内農地)	その他 (非農地化、 公共転用等)	計
5,284ha	188ha	139ha	4,957ha	3,247ha	2,750ha	11,281ha

農地転用面積の推移



※農林水産省「農地の移動と転用」等より